

観光物産協会（仮称）設立に向けた事業内容検討のためのワークショップ実施業務
プロポーザル（書類審査）実施要領

令和3年7月1日
伊予市産業建設部経済雇用戦略課

1 目的

市では、令和4年度内の法人「観光物産協会（仮称）」の設立を目指している。現在の伊予市観光協会は任意団体として運営されており、社会的信用度が低く、運営財源が市からの補助金のみであるため自立した事業展開において収入を得る機会がないのが現状である。

このようなことから、協会が本来担うべき伊予市の観光・物産資源の整備・発展の遂行のため、新規法人にどのような機能をもたせどのような事業展開を行うべきかなど、このワークショップを通して多くの人から意見・アイデアを出してもらい、法人設立及び事業計画作成に活用していくことを目的とする。

プロポーザル（書類審査）方式により企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定することとする。

2 業務概要

(1) 業務名

観光物産協会（仮称）設立に向けた事業内容検討のためのワークショップ実施業務

(2) 業務内容

別添「観光物産協会（仮称）設立に向けた事業内容検討のためのワークショップ実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

(4) 納品場所

伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課

(5) 委託料上限額

500,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

(6) 選定契約候補者

1者

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始から契約に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成 17 年伊予市訓令第 79 号）に基づく指名停止中でないこと。
- (4) 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであること。
- (5) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (6) 本業務と同種または類似する業務実績があること。
- (7) 本業務の実施にあたり、伊予市との打ち合わせなどに適切に対応できること。

4 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は以下のとおりとする。

公募の開始	令和 3 年 7 月 1 日（木） ※市ホームページにおいて提出書類等のダウンロード可
質問書及び参加意思 表明書の提出期限	令和 3 年 7 月 7 日（水）17 時まで〔必着〕
質問への回答公表	令和 3 年 7 月 9 日（金）17 時までに市のホームページにて掲載
企画提案書提出届等 の提出期限	令和 3 年 7 月 16 日（金）17 時まで ※直接持参または郵送により提出すること。（郵送の場合は必着）
書類審査	令和 3 年 7 月 19 日（月）～26 日（月）を予定
結果通知	令和 3 年 7 月下旬頃、郵送にて通知
契約締結	令和 3 年 8 月上旬予定

5 参加申込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。期限までに提出がない者については、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

(1) 提出期限

令和 3 年 7 月 7 日（水）17 時まで

(2) 提出方法

下記提出書類を直接持参又は郵送で、下記提出先まで提出すること。（郵送の場合は、上記提出期限必着とする。）

※郵送等における事故については、一切関知しない。

(3) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式第 1 号） 1 部
- イ 応募者概要（様式第 2 号） 6 部

(4) 提出先

〒799 - 3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地
伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課 宛

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加意思表明書の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認めた場合は、書面により通知する。なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6 質問書の受付

実施要領及び仕様書に関し、下記の方法により質疑応答を行うものとする。

(1) 質問受付

- ①質問方法 質問書（様式第3号）に質問内容を簡潔にまとめ、PDF化したファイルを電子メールに添付して送信すること。必要に応じて行の追加・高さの変更をしてもよい。（電子メール以外の質問には応じない。）
- ②送信先 伊予市産業建設部経済雇用戦略課
電子メール：keizaikoyou@city.iyo.lg.jp
- ③提出期限 令和3年7月7日（水）17時まで
- ④留意事項 質問に当たっては、法人名（又は個人事業主名）及び担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記すること。（質問者不明の質問には回答しない。）

(2) 質問に対する回答

- ①回答方法 提出期限までに寄せられた全ての質問及び回答を取りまとめ、市ホームページで掲載する。
- ②回答日 令和3年7月9日（金）を予定
ただし、質問の内容及び時期によっては、上記を待たず順次掲載することがあるほか、回答に時間が必要な内容については、後日公表することもある。

7 企画提案書提出届等の提出

参加事業者は、次のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を直接持参又は郵送により提出すること。なお、提案の提出は1者につき1件に限るものとし、重複しての提出は認めない。

(1) 提出期限

令和3年7月16日（金）17時まで

(2) 提出方法

下記提出書類を直接持参又は郵送で、提出すること。（郵送の場合は、上記提出期限

必着とする。)

※郵送等における事故については、一切関知しない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届 (様式第4号)

イ 企画提案書 (任意様式、A4サイズ縦、10ページ以内)

① 企画書類には、ワークショップにおける企画コンセプト、全体の構成案 (打ち合わせ回数 (対面・リモート・電話の別)、議事録作成方法、法人設立後のアフターフォローにおける考え方) を記入。それぞれ具体的な提案を明記すること。

② 業務の作業スケジュールを作成し、添付すること。

③ 業務の実施体制を明確にするため、伊予市との連絡調整の窓口となる管理責任者や執行体制編成の考え方及び特色について記載すること。なお、社外の者が業務に関わる場合及び本業務の一部を再委託又は請け負わせる場合は、再委託又は請け負わせる先の法人名、代表者氏名、業務内容等を明記すること。

ウ 本業務と同種または類似する業務 (ファシリテーションに関する業務) の実績を示す資料

エ 見積書 (法人名又は個人事業主名、代表者氏名を記載すること)

※内訳が明記してあること。

オ ア～エの全ての資料を2穴フラットファイルに綴り、正本1部、副本5部を提出すること。綴りには、書類名の区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。ファイルの表紙及び背表紙には、法人 (又は団体名)、業務名及び正本、副本の別を明記すること。なお、副本はコピー可であるが、正本をカラーで提出するものは副本もカラーコピーすること。

(4) 提出先

〒799 - 3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課 宛

8 審査方法

書類による審査を行い、候補者を選定する。

(1) 企画提案書による書類審査

ア 事務局による書類審査 (一次審査)

事務局において書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。

イ 審査委員会による書類審査 (二次審査)

一次審査に合格した提案者の書類を審査委員が評価項目に基づき、評価を行う。

(2) 審査の基準

ア 審査にあたっては、評価表に記載した点を総合的に判断し、評点方式にて選定を行う。なお、得点が同点数となった場合には、評価項目「企画提案」についての評点が高い事業者を上位とする。

イ 審査を行った結果、最低基準（採点合計が配点合計の6割）を設けるものとする。
 また、参加事業者が1者の場合も審査を行うほか、すべての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

【提案評価の区分と項目】

評価項目	審査項目	審査事項	配点
実績及び能力	事業者の業務実績	○これまでの実績において提案者が果たした役割は、本業務遂行に見合うものであるか。 ○これまでの前例にとらわれず、多様性と変化に富んだ時代に応じたワークショップの提案が可能か。	10
企画提案	ワークショップの事前打ち合わせ及び相談	○ワークショップの準備期間において、発注者との協議や意向を組み入れる機会が十分に確保されているか。 ○ワークショップの内容に係ることで、事前に伊予市について一定程度理解しているか。	10
	ワークショップ開催の具体的な提案	○「伊予市観光物産協会（仮称）設立にむけた事業内容検討」というテーマに沿っており、効果的かつ、参加者が自分事として楽しみながら取り組める内容となっているか。また、時間配分は適切か。	10
	議事録作成	○ワークショップ後に議事録作成が可能か。	5
	アフターフォローに対する評価	○伊予市観光物産協会（仮称）設立後もアフターフォローの体制はあるのか。	10
経費	見積額	○業務コストの妥当性を評価する。	5
合計			50

(3) 審査結果

審査結果については、確定後、全参加者に文書で通知する。併せて、伊予市公式ホームページに、優先交渉権以外の名称を伏せて、各参加者の得点点数を含めて公開する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出書類が、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の作成、提出において、不正行為が認められた場合

- (4) 見積書に記載された金額が「第2項第5号 委託上限額」を超えた場合
- (5) 「第3項 参加資格要件」の各号に掲げる参加資格要件に、該当しない場合

10 契約

- (1) 委託候補者は、業務内容の詳細について、伊予市と協議及び契約内容に関する交渉を行い、協議が整ったときは契約を締結するものとする。
- (2) 委託候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を委託候補者とする。

11 その他

- (1) 企画提案書等の資料作成、プロポーザルへの参加等に要した費用については一切、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の返却はしないものとし、辞退した場合も同様とする。
- (3) 提出された企画提案書は、参加事業者が無断で業務目的以外のものには使用しないが、伊予市情報公開条例（平成17年4月1日条例第17号）（以下「情報公開条例」という。）に基づき開示又は一部開示することがあるため、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記した書類により申し立てをすること。（伊予市において情報公開条例第7条第2項に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行わないこととする。）
- (4) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 企画提案書等の提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は認めない。